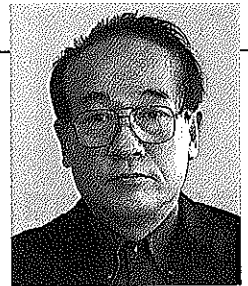


TPP交渉における米国の独善的対応：他国には関税の原則撤廃を要求、自国・重要品目には関税撤廃の提案をせず



財団法人日本農業研究所
客員研究員
服部信司

1. 9月TPP参加表明は、なしに

6月中旬にアメリカなどのTPP諸国はメキシコ・カナダのTPP交渉参加を容認した。これを踏まえて、日本の外務省などの推進派は、9月APEC首脳会議における野田首相による日本の参加表明を大目標にしたと思われる。だが、8月29日、藤村官房長官は「来月（9月）のいつということでは何か決定をする方針ではない」と述べ、9月参加表明のシナリオはなくなった。

野田首相にとっては、9月21日の民主党代表選において再選されることが最優先課題であり、TPP推進は当面の最優先事項ではなかったのである。だが、野田首相の「TPP参加の方向」は変わっていない。

9月6～15日、アメリカ・ヴァージニア州リーズバーグにおいて、第14回のTPP交渉が行われた。TPP交渉が始まったのは、一昨（2010）年3月であり、交渉はすでに2年半を経過している。このなかにおいて目立つのが、物品貿易（関税撤廃－引き下げ）についてのアメリカの独善的な対応－他国には、関税の原則撤廃を要求しつつ、自国の重要品目については、関税撤廃の提案をしない対応－である。

2. アメリカのニュージーランドからの乳製品輸入問題

ニュージーランドは世界最大の酪農品輸出国であり、その競争力は最も高い。他方、アメリカは、高い関税と関税割り当て制度によって酪農品を保護している。「原則、関税を撤廃すること」が前提の交渉であるから、本来、アメリカは、少なくとも“何年かけて関税をゼロにしていく”という提案をしてしかるべき立場にある。ところが、交渉開始から2年半たつにもかかわらず、アメリカは、そうした次元の提案をしていない。その結果、この問題についてのアメリカとニュージーランド間の実質的な交渉は、いまだ行われていないのである。

逆に、乳製品の保護をこれまで同様に続けたいアメリカの酪農団体は、ニュージーランドの牛乳集荷・加工・販売組織＝フォンテラが独占組織であるとし、これに「特別規制」をかける提案をすべきとアメリカ通商代表部に迫っている。ニュージーランドからの関税撤廃要求に対する対抗手段として、フォンテラの「独占」問題なるものを持ち出しているのである。

ただし、アメリカ通商代表部は、「フォンテラの市場支配は、アメリカの関係者に強い懸念を生んでいる」としてはいるが、これまでのところ、そうしたたぐいの提案はしていない。

3. アメリカの豪州からの砂糖輸入問題

アメリカは砂糖の輸入国であり、酪農品と同様に、高い関税と関税割り当て制度によって砂糖を保護している。

アメリカは、米-豪F T A (2004年1月発足)において、自国の砂糖を関税撤廃-削減から完全に除外した。無傷で残したのである。今回の交渉では、「すでにF T Aがある国とは、物品自由化=関税撤廃の交渉はしない」として、豪州、チリ、シンガポールなどとは交渉に入ろうとしていない。この理屈で砂糖を守ろうとしているのである。

このアメリカの立場を豪州・ニュージーランドは認めていない。物品自由化交渉の進め方をめぐるアメリカ対豪州・ニュージーランドの対立が続いている。そのなかで、アメリカは、豪州からの砂糖の輸入拡大要求に一切対応しようとしていない。全面的に拒否し続けているのである。

4. ベトナムからの繊維品輸入 (原産地ルール) 問題

「現産地ルール」とは、関税撤廃の対象品目となるために、“当該製品の原料のうち、どれくらいが当該国の生産物である必要があるのか”という割合を示すもの。アメリカは、繊維製品の多くを中国やベトナムなどの東南ア

ジア諸国から輸入しており、繊維品の最大の輸入国である。

この繊維品の原産地ルールについて、アメリカは、「原糸以降の全段階についての100%原産地ルール」を提起した。“繊維-衣料品の原糸以降のすべての段階について当該国において(100%)生産されたものでなければ、その繊維-衣料品は、関税撤廃の対象にならない”というルール提案である。ベトナムが中国産の糸を使って衣料品を生産し、それをアメリカに輸出しても、その繊維品は関税撤廃の対象にならないということになる。アメリカは、極端な「原産地ルール」によって、自国繊維製品を保護しようとしているのである。

これに対して、ベトナムが激しく反対している。ベトナムは、繊維品の有力な対米輸出国であり、繊維-衣料品の関税撤廃こそがベトナムがT P Pに参加するメリットだからである。

アメリカは、乳製品、砂糖、繊維製品という自国の重要品目について、「関税の原則撤廃」という他国への要求とは異なる独善的な対応を取り続けているのである。こうしたアメリカが主導する交渉に参加する必要は何もない。

5. 警戒すべき11月の東アジア・サミットの場合

野田首相が9月21日の民主党代表選で再選されたことにより、外務省は11月18~20日の東アジア・サミットにおける首相の参加表明を追求する、とみておく必要がある。首相のT P P参加の基本方向は明白だから、解散が行われない場合には、11月の東アジア・サミットを警戒する必要がある。